

■ 1. これまでの行財政改革の取り組みと継続の必要性

1. これまでの取り組み

- ・ 柏原市では、平成9年度に『行政改革大綱』を策定、平成15年度までの間、第1次・第2次の行政改革実施計画を推進し、事務事業の見直しや効率化、経費の節減、歳入の確保に努めてきました。
- ・ 平成17年度には「財政再建準用団体への転落回避」と「自立した行財政基盤を形成する」ため、3つのスローガン〔大きなサービス小さな経費・予算は余算、余らせて資産を残す・市役所が変われば、市が変わる〕を基本とした『**柏原市新行財政計画**』を策定し、行財政改革に取り組んでいます。
- ・ この計画期間（平成17～21年度）は“**新しい柏原の基礎を築く期間**”と位置づけ、180項目を超える具体的な取り組みを進めてきた結果、4つの目標数値のうち《**平成21年度までの5年間の累計取組額69億円**》《**実質収支黒字の維持**》《**公債費比率11%以下**》を達成する見込みとなっています。
- ・ 残る1つの目標値《**経常収支比率9.5%以下**》は、「扶助費や介護保険事業特別会計への繰出金」などが増加傾向にある中、人件費や物件費などを『柏原市新行財政計画』に基づき削減に努めましたが、削減効果額が歳入の減少に相殺され、達成が難しくなっています。

『柏原市新行財政計画』の3つのスローガン

大きなサービス、小さな経費
(事務事業見直し・組織機構見直し 等)

予算は余算、余らせて資産を残す
(収入確保・計画的な財政運営 等)

市役所が変われば、市が変わる
(行政評価・現場の意見の吸収 等)

事務事業評価
市民委員の施策評価
来庁者サービス評価
情報公開

効果・必要性の検証
効率化・コスト意識の向上
市民意見の反映
透明性の確保 など

『柏原市新行財政計画』の成果

目標額 69億円 を達成見込み
(平成21年度決算確定前の見込額 約75億円)

**実質収支黒字・
公債費比率11%以下** を達成見込み
(平成21年度予算
「基金を取り崩さない予算」を達成)

市民と行政とのギャップを改善
(施策評価における
「市民委員評価と市の評価の一致率」の向上)

『柏原市新行財政計画』策定の理由

平成17年度当時の収支見通し

○H17～H21の収支見通し 約64億円 不足

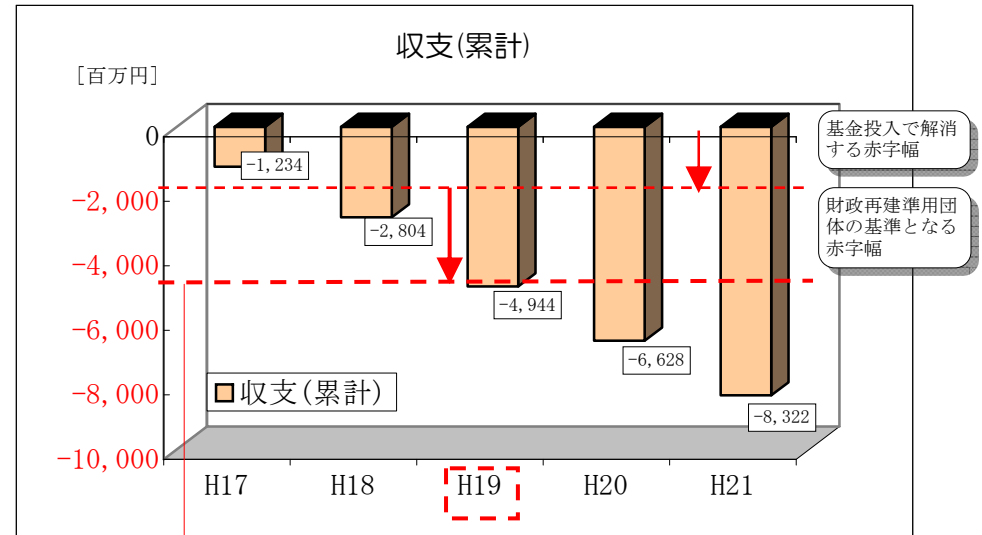
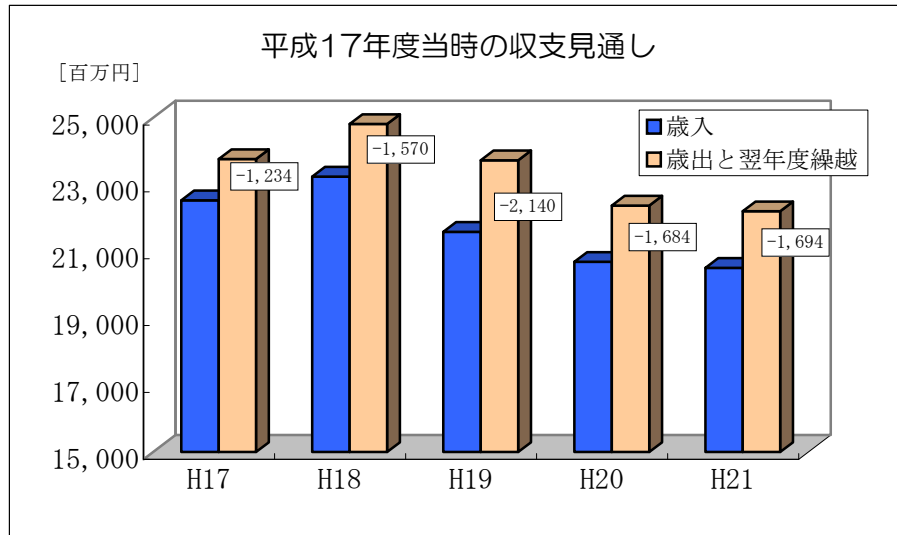
▼要因：人口減少・少子高齢化・景気低迷による財源不足の恒久化

■平成19年度決算をもって財政再建準用団体へ転落の恐れ

(基金19億円を投入しない場合 約83億円 不足)

(H9市税とH16市税と比較 約18億3千万円 減収)

(基金19億円 + 赤字28億円 = 47億円がデットライン)



収支見通し(柏原市新行財政計画策定前)

[百万円]

	H17	H18	H19	H20	H21
歳入	22,531	23,240	21,589	20,689	20,510
歳出	23,626	24,815	23,729	22,373	22,204
収支(歳入-歳出)	-1,095	-1,570	-2,140	-1,684	-1,694
翌年度繰越	-139				
収支[翌年度繰越含]	-1,234	-1,570	-2,140	-1,684	-1,694
収支(累計)	-1,234	-2,804	-4,944	-6,628	-8,322

財政再建準用団体転落のデットライン
4.7億円
[基金19億円+赤字28億円]
※地方財政再建促進特別措置法に基づく赤字額(標準財政規模の20%=28億円)

※「財政再建準用団体」「地方財政再建促進特別措置法」
⇒ 11ページ【参考】財政健全化法を参照してください。

『柏原市新行財政計画』の取り組み結果

達成の状況（見込み数値。確定は平成22年決算審査終了後。）

- 『柏原市新行財政計画』の取り組み効果額は、目標額69億円に対し、**約7.5億円**の効果額となる見込みです。
- できるかぎり基金取り崩しを抑えながら平成20年度まで実質収支の黒字を維持しており、平成21年度においても**収支均衡**が図れる見通しとなっています。

◆柏原市新行財政計画の取り組み効果額(百万円)

新行財政計画の効果額（公営企業会計・特別会計除く）		計画	実績					5カ年
			H17	H18	H19	H20	H21	
(1)	事務・事業の再編・整理、廃止・統合	2,189	314	461	513	526	514	2,328
(2)	一部事務組合事業の見直し	(6)で算定	(6)で算定					(6)で算定
(3)	行政の担うべき役割の重点化	66	0	24	37	32	33	126
(4)	簡素で効率的な組織・機構の見直し	75	12	13	12	13	13	63
(5)	定員管理及び給与の適正化等	969	97	111	171	291	500	1,170
(6)	適正な財源確保と効率的・計画的な行財政運営	3,598	269	690	748	1,028	1,062	3,797
(7)	適正な人事管理と人材育成の推進	5	1	1	1	1	1	5
(8)	現場発の改善	-14	-1	-2	-1	-2	-3	-9
(9)	行政評価制度の導入	0	0	0	0	0	0	0
(10)	公正の確保と透明性の向上	0	0	0	0	0	0	0
(11)	説明責任の確保	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	2	2	2	2	8
合計	公営企業会計(101番から143番)及び、特別会計(27番・44番・95番・100番)を除く	6,888	692	1,300	1,483	1,891	2,122	7,488
新規追加項目	公営企業会計(101番から143番)及び、特別会計(27番・44番・95番・100番)を除く	5						

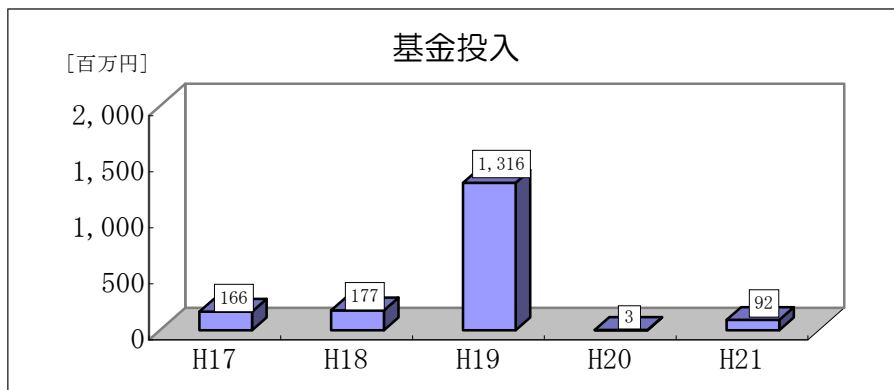
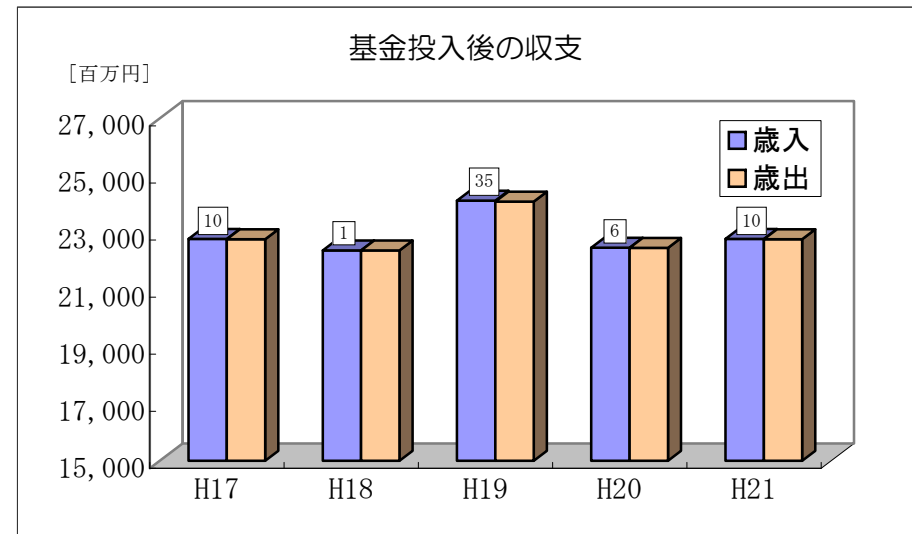
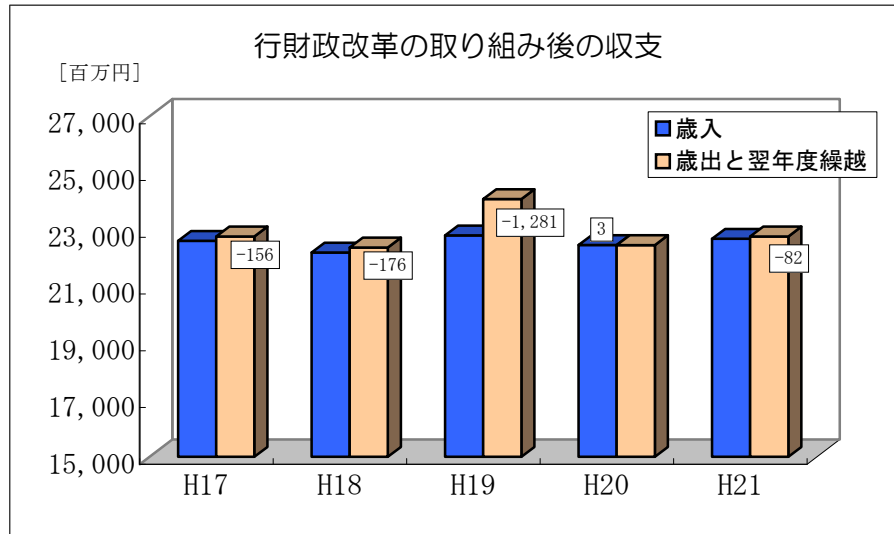
※詳細は

『柏原市新行財政計画』の
具体的取組項目の進捗状況
(柏原市ホームページに掲載)

をご覧ください。

柏原市新行財政
計画の効果額

◆ 行財政改革の取り組み後の収支 (H21収支は見込額)



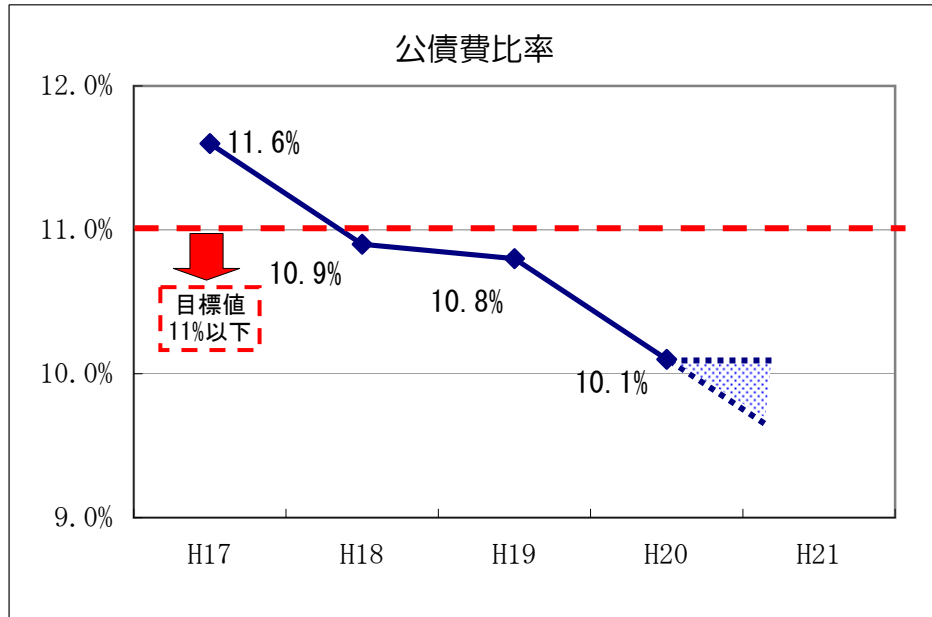
行財政改革の取り組み後の収支(柏原市新行財政計画の実施)

[百万円]

	H17	H18	H19	H20	H21
歳入	22,611	22,200	22,803	22,465	22,685
歳出	22,752	22,285	24,023	22,097	22,685
収支(歳入-歳出)	-141	-85	-1,220	368	0
翌年度繰越	-15	-91	-61	-365	-82
収支[翌年度繰越含]	-156	-176	-1,281	3	-82
基金投入	166	177	1,316	3	92
収支	10	1	35	6	10

※H19の収支差が大きくなった主な理由は、駅前再開発ビルの完成に伴う公共公益施設取得と病院事業への繰出金等の増が主な要因。
 ※H21は国の経済対策(定額給付金など)により歳入・歳出とも増加している。

◆ 公債費比率の推移



公債費比率 …
[標準財政規模]のうち[公債費に充当する一般財源の額]の割合。

柏原市新行財政計画での目標値は11%以下

➡ 公債費（返済費用）からみた財政運営の弾力性を図る指標となり、10%を越えないことが望ましい。

【参考】実質公債費比率の推移

実質公債費比率…
[標準財政規模]のうち[公債費に公営企業債に対する繰入金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当する一般財源の額]の割合。

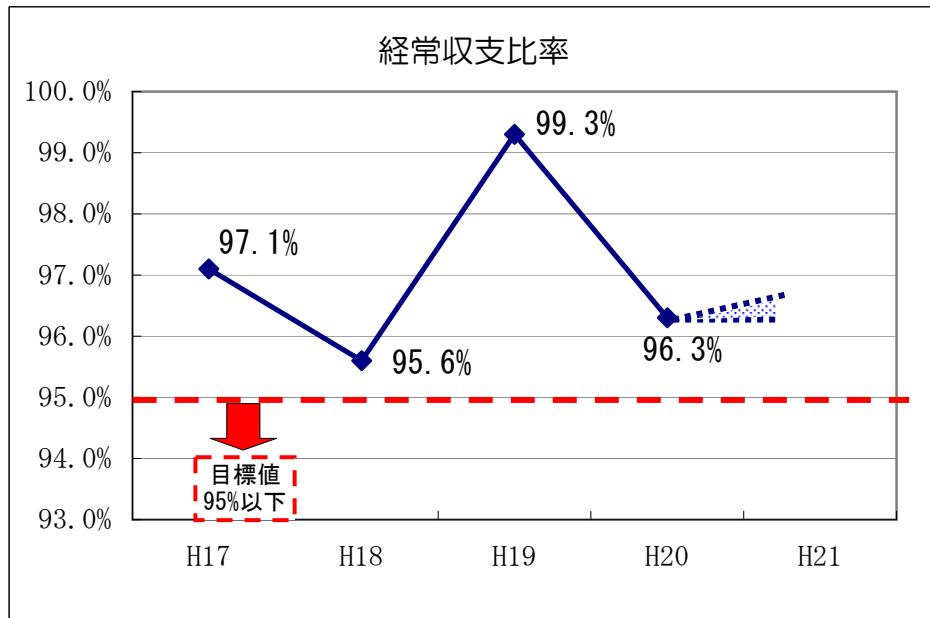
実質公債費比率	H17	H18	H19	H20
	15.1%	12.2%	7.0%	7.0%

※平成18年4月に地方債制度が[許可制度]から[協議制度]に移行したことに伴い導入された財政指標で、公債費による財政負担の程度を示すもの。

※18%以上の団体 … 引き続き地方債の発行に国の許可が必要
25%以上の団体 … 一般事業等の起債が制限

➡ 後述する“早期健全化基準”に該当

◆ 経常収支比率の推移



経常収支比率 …

市税や国からの普通交付税など用途を制限されない毎年収入されるもの（経常一般財源）のうち、**人件費・物件費・扶助費・公債費・繰出金**など毎年支出されるもの（経常経費）の割合。

柏原市新行財政計画での目標値は95%以下



- ・市の財政構造のゆとりを判断するための指標の一つ。
- ・一般に80%を越えると財政が硬化しているとされる。
- ・大阪府内の市町村の平成20年度決算では、ほとんどが90%以上となっている。

目標値の達成が難しくなった理由



- ・経常経費には「人件費・物件費（需用費や維持管理費など）・補助費等」など行政の努力によって効率化が図れるものと、「扶助費や公債費、介護保険事業などの特別会計への繰出金」などのように社会情勢や経済状況が大きく影響し、行政の努力だけでは効率化が図れないものがあります。
- ・長引く不況や少子高齢化の進展で「生活保護等の扶助費」や「介護保険事業会計への繰出金」が増加傾向にありますが、柏原市では『柏原市新行財政計画』の取り組みで人件費や物件費の効率化に努めました。
- ・その結果、経常的な一般財源を充当する人件費が、平成16年度から約6億円削減されたのをはじめ、経常経費全体で約15億円削減されています。
- ・しかし、経常収支比率算定の基礎となる歳入の経常的な一般財源は、景気の悪化に伴う市税収入の減や三位一体の改革以降の普通交付税の大幅な減により、平成16年度から約12億円の減となっています。
- ・そして、平成20年度の世界的不況に伴う「**法人の業績悪化**」「**個人所得の減少**」により、**市税収入の大幅な減少**は避けられない状況にあります。
- ・このように「人件費をはじめとした経常経費の削減効果額」が「経常的な一般財源の収入」の大幅な減少に相殺されることになってしまったため、目標値の達成が難しくなりました。

2. 行財政改革を継続する必要性

- 『柏原市新行財政計画』の策定以降、地方自治体を取り巻く環境は地方分権の推進や経済状況の急激な変化に伴って厳しさが増えています。
地方分権の推進 ⇒ 権限移譲で行政責任の増加
経済状況の急激な変化 ⇒ 責任を果たすために必要な財源が、世界的不況の影響などで期待できない
- このような状況で、地方公共団体には主体性や自立性を確保するために、これまで以上の取り組みが求められています。
- 『柏原市新行財政計画』において一定の成果を上げることができた柏原市も例外ではなく、“引き続き、自立した行財政運営に向けた取り組みが必要”となっています。

市を取り巻く環境の変化（新たな課題）

責任を果たすための財源確保

新財政再生制度の導入
(財政健全化法の施行)

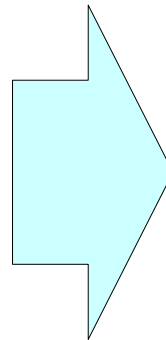
急激な景気後退
(税収の減 と 市民生活を守るための経費増)

具体的には

収支見通しの不足額 **約31億円** の解消
(平成22年度から平成26年度)

新たな財政指標「健全化4指標」の改善
(連結決算の導入)

社会保障費の増加
(基本的な市民生活の確保)



今後の収支見通し

平成22年3月現在の収支見通し ※『柏原市新行財政計画』と同じく普通会計で算定

○H22～H26の収支見通し 約31億円 不足

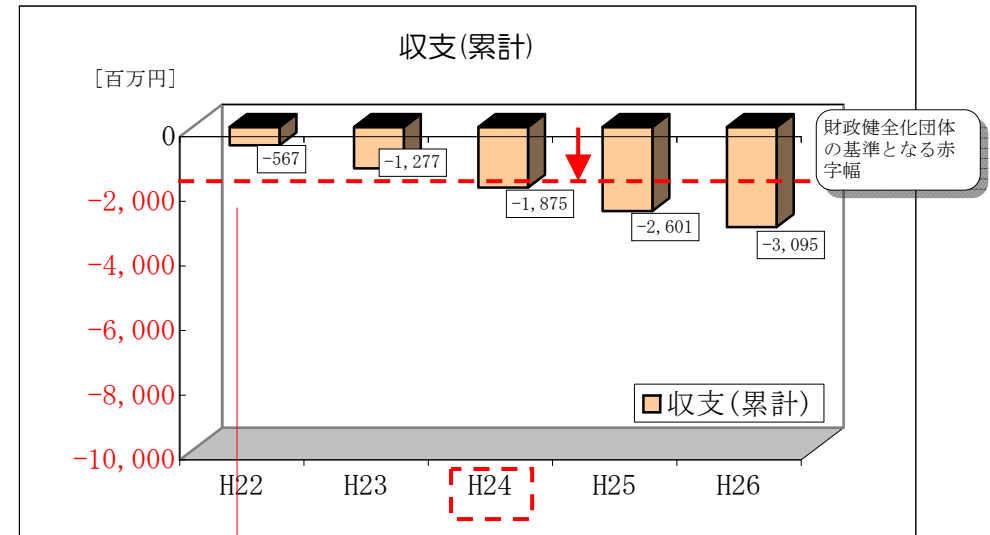
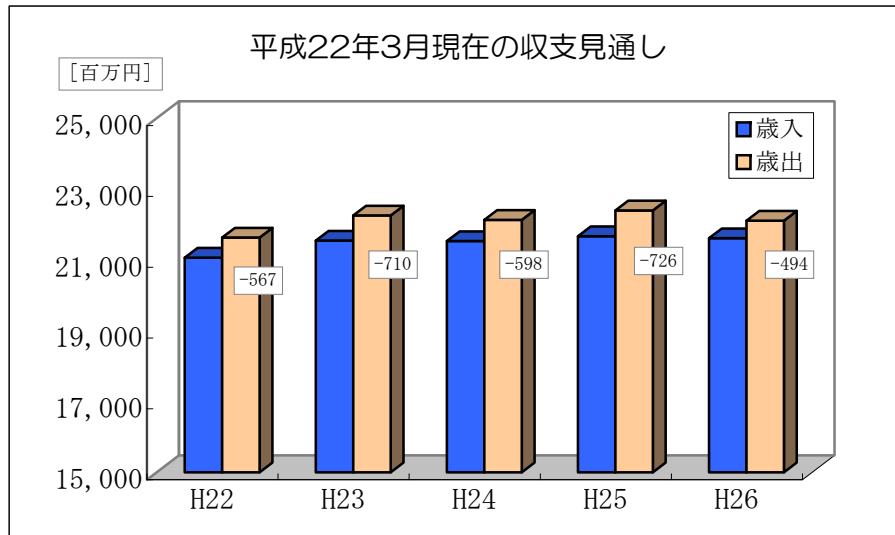
(補てん財源 ⇒ 基金残高わずか)

- ▼要因：①三位一体改革の影響
②急激な景気後退による減収要因の上積み・市民生活への影響

- ① (補助金・地方交付税の削減)
② (市税の減収)・(扶助費はじめとする社会保障費の増)

■平成24年度決算をもって財政健全化団体へ転落の恐れ

(現行計画の歳出削減効果が薄れる ⇒ 健全化対策が必須の状況)



財政健全化団体の基準となる赤字幅

収支見通し(柏原市行財政健全化戦略策定前)

[百万円]

	H22	H23	H24	H25	H26
歳入	21,066	21,547	21,533	21,672	21,615
歳出	21,633	22,257	22,131	22,398	22,109
収支(歳入-歳出)	-567	-710	-598	-726	-494
収支(累計)	-567	-1,277	-1,875	-2,601	-3,095

財政健全化団体転落のデッドライン

18億円

※財政健全化法に基づく早期健全化基準

※「財政健全化団体」「早期健全化基準」「財政健全化法」
⇒ 11ページ【参考】財政健全化法を参照してください。

新たな課題①

財政健全化4指標の状況

平成19年度と平成20年度の決算に基づく4つの指標の結果を下表にまとめています。

連結実質赤字比率は、経営改善に向けた取り組みが認められ、「公立病院特例債」の借入れができたことから、15.14%改善することができ早期健全化基準を下回っています。

しかし、連結決算ベースの黒字化には、引き続き、財政状況の改善を図る必要があります。

◆ 19年度と20年度の決算に基づく4つの指標の結果

健全化4指標	H20決算		H19決算	
	柏原市	早期健全化基準	柏原市	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.84%	—	12.81%
連結実質赤字比率	1.78%	←17.84%	16.92%	17.81%
実質公債費比率	7.0%	25.0%	7.0%	25.0%
将来負担比率	117.6%	350.0%	111.6%	350.0%

財政健全化4指標

- 実質赤字比率 : 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- 連結実質赤字比率 : 全会計を対象とした実質赤字(資金不足額)の標準財政規模に対する比率
- 実質公債費比率 : 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- 将来負担比率 : 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

資金不足比率	H20決算		H19決算	
	柏原市	経営健全化基準	柏原市	経営健全化基準
病院	5.2%	20.0%	89.1%	20.0%
上水道	—	20.0%	—	20.0%
下水道	—	20.0%	—	20.0%

公営企業を営する市町村等(一部事務組合等含む)は、公営企業会計ごとに資金不足比率(資金の不足額の事業規模に対する比率)も財政健全化4指標と同様に公表することになっています。

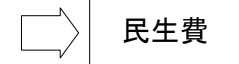
- 資金不足比率 : 公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

新たな課題②

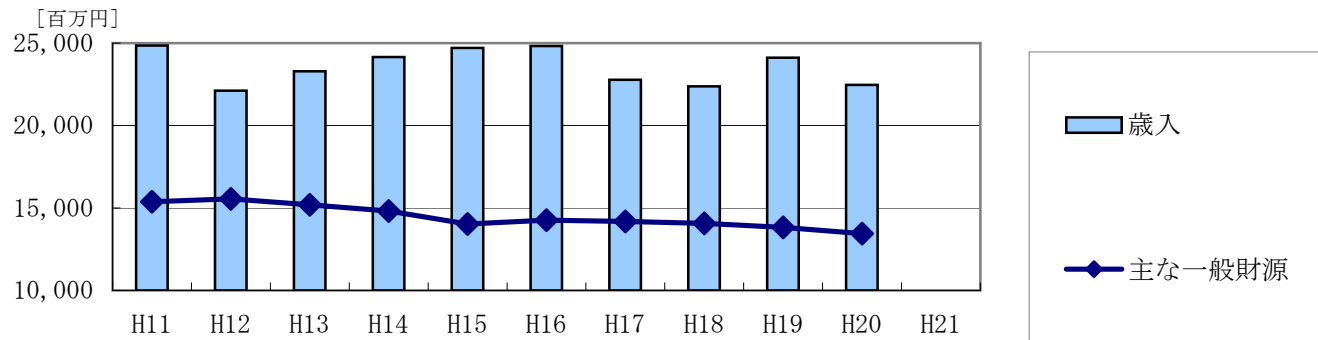
扶助費や社会保障費の増加

現在の財政状況は、一般財源[市税や地方交付税など使いみちを制限されない財源]が減少傾向にある一方、扶助費をはじめとする社会保障費は増加の一途をたどっています。

社会保障費 ⇒ 生活扶助・医療扶助などの“**生活保護**”、老人福祉・児童福祉・障がい者福祉などの“**社会福祉**”、国民年金・国民健康保険・介護保険などの“**社会保険**”、公衆衛生や医療などの“**保健衛生**”等に要する経費

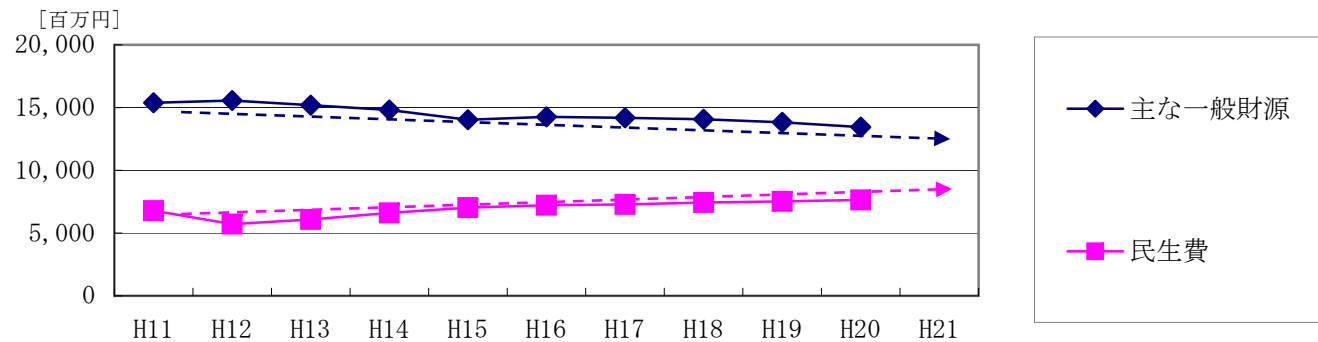


◆歳入とうち主な一般財源の状況



一般財源とは使途が制限されない財源。うち「市税・地方譲与税・地方交付税・各種交付金」という主な一般財源は、財政的に「市の本来の財政力」を表している。

◆扶助費・社会保障費 (= 民生費) と 主な一般財源の傾向



主に地方交付税の削減影響による一般財源の減少 (H16から約15億円) と民生費の増加が、経常収支比率の目標達成を困難にした原因の一つ

【参考】財政健全化法

財政健全化法（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）

◎ 地方分権を進める中で、地方公共団体の財政再生制度のあり方が検討 ⇒ 平成19年から**新財政再生制度**〔健全化判断比率「**財政健全化4指標**」の採用〕
※企業会計等を含む、いわゆる連結決算的な財政再生制度

【旧】地方公共団体に対する財政再建制度 と 企業会計に対する財政再建制度 ⇒ **地方財政再建促進特別措置法**〔昭和30年法律第195号〕・**地方公営企業法**〔昭和27年法律第292号〕

【新】地方分権の一貫として「わかりやすい財政状況」「早期是正」の機能を有する財政再生制度 ⇒ **地方公共団体の財政の健全化に関する法律**〔平成19年法律第94号〕
 ※施行令〔平成19年政令第397号〕・施行規則〔平成20年総務省令第8号〕

- 健全化判断比率：財政状況に関して早期健全化や財政再生の必要性を客観的に判断するための**4指標**。〔①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率〕
- 指標の算定結果：「健全段階」「財政の早期健全化」「財政の再生」に区分される。
- 4指標のうち1つでも基準値以上となった場合：「財政の早期健全化」「財政の再生」の状態とされる。（但し「将来負担比率」は「財政の再生」の基準設定なし）
- 「財政の早期健全化」：「財政健全化団体」として自主的な改善努力による財政健全化を図る必要がある状態。財政健全化計画の策定（市議会の議決が必要）と外部監査の要求が義務づけられ、財政健全化計画の実施状況を毎年度議会に報告し、公表することになる。
- 「財政の再生」：「財政再生団体」として国等の関与による確実な再生を図る必要がある状態。財政再生計画の策定（市議会の議決が必要）と外部監査の要求が義務づけられる。再生振替特例債を発行するためには、この財政再生計画を国と協議し総務大臣に同意を得なければならない。
 ⇒これを【旧】制度、地方財政再建促進特別措置法に置き換えると「財政再建準用団体」にあたる。

4指標の算定式

$$\text{①実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{②連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{③実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$\text{④将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

4指標の基準値

健全化4指標	区分	財政の早期健全化	財政の再生
	基準名	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率		11.25～15%	20%
②連結実質赤字比率		16.25～20%	30%
③実質公債費比率		25%	35%
④将来負担比率		350%	—
資金不足比率		20%	—

①実質赤字比率と②連結赤字比率の早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じた基準値となる。

- H20年度決算に基づいて算定すると
 柏原市の標準財政規模は14,225.9百万円となる。
- その標準財政規模から早期健全化基準は、
 ①実質赤字比率12.84%・②連結実質赤字比率17.84%となる。
- ①実質赤字比率12.84%、標準財政規模14,225.9百万円から
 [一般会計等の実質赤字額]1,826百万円(約18億円)が早期健全化1割となる。
- ②連結実質赤字比率17.84%、標準財政規模14,225.9百万円から
 [連結実質赤字額]2,538百万円(約25億円)が早期健全化1割となる。